

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

丹波市長 林 時彦

市町村名 (市町村コード)	丹波市 (28223)
地域名 (地域内農業集落名)	山南町草部 (草部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 12 月 1 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

耕作者の高齢化と後継者不足等、今後も農会会員数は増える見込みがない。

草部自治会数103戸、農家戸数37戸、実耕作者18戸

(2) 地域における農業の将来の在り方

【該当項目にチェック】

- ①当地区は水稻を主に、農地の集積・集約化を進める。
- ②当地区は水稻を主に、特産の丹波大納言小豆、黒大豆等を拡大し、農地の集積・集約化を進める。
- ③地区内外の認定農業者・集落営農組織等に農地の集積・集約化を進める。
- ④新規就農者を積極的に受け入れる体制作りを進める。
- ⑤農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
- ⑥施設、果樹等の高収益作物の導入を進める。
- ⑦農業を担う者が耕作しやすくするために、集落や地権者が畦畔の草刈りや水管理などを行う仕組みを構築する。
- ⑧農地の効率のかつ総合的な利用を図るため貸借相談等を行う部署を設ける。
- ⑨多面的機能が維持できる農地管理を行う。(放棄田発生防止)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

【該当項目にチェック】

- ①農振農用地区域内の農地およびその周辺の農地等を農業上の利用が行われる区域とする。
- ②その他()

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)	農用地の集積、集約化の方針	【該当項目にチェック】
	<input checked="" type="checkbox"/> ①農地中間管理機構(農地バンク)を活用して、認定農業者や新規就農者等(担い手)を中心に集積・集約化を進める。 <input type="checkbox"/> ②その他()	
(2)	農地中間管理機構の活用方針	【該当項目にチェック】
	<input checked="" type="checkbox"/> ①農地中間管理機構を活用して、担い手等の経営意向をくみ取り、段階的に集積・集約化を進める。 <input type="checkbox"/> ②その他()	
(3)	基盤整備事業への取組方針	【該当項目にチェック】
	<input type="checkbox"/> ①地域のニーズを踏まえ、農地管理の効率化を図るためパイプライン等の基盤整備事業を進める。 <input type="checkbox"/> ②担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための 基盤整備を()年度までに実施する。 <input checked="" type="checkbox"/> ③現在、基盤整備事業は考えていない。	
(4)	多様な経営体の確保・育成の取組方針	【該当項目にチェック】
	<input type="checkbox"/> ①関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。 <input checked="" type="checkbox"/> ②農地の貸し借り、斡旋等を行う部署を設け、担い手の支援に努める。 <input type="checkbox"/> ③その他()	
(5)	農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	【該当事項にチェック】
	<input type="checkbox"/> ①設備投資を抑えるため、地区内の農業者や営農組織に依頼する。 <input checked="" type="checkbox"/> ②必要に応じて、農業支援サービス事業者の利用を検討する。 <input type="checkbox"/> ③その他()	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①集落に鳥獣防護柵は設置されておらず、各戸が電気柵等の防護柵を設置し管理していく。 ①草部水利組合は加古川沿いの一部分に電気柵を設置し、維持管理は今後も草部水利組合が行っていく。				